

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(伊方発電所第3号機の設計及び工事の計画の届出(原子炉冷却系統施設の主要弁・主配管の取替工事))【2】」
2. 日時：令和4年6月15日 14時05分～16時35分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)
4. 出席者：(※・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、畠山安全審査官、伊藤安全審査官

四国電力株式会社：

原子力部 設備保全グループリーダー※ 他5名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 伊方発電所3号機 1次系配管取替え工事(届出コメントリスト)
- ・資料2 伊方発電所3号機 1次系配管取替え工事に係る設計及び工事計画の認可申請/届出の概要について
- ・資料3 伊方発電所第3号機 設計及び工事計画届出書補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子炉規制庁のタキヤマです。これより、四国電力伊方発電所の
0:00:08	設計及び工事計画届け出に関するヒアリングを開始したいと思います。
0:00:14	こちらは関企画調査官、鈴木主任審査官、伊藤審査官ハタケヤマの4名で出席しております。
0:00:21	本日のヒアリングについては、事前にご提出いただいております資料、コメントリスト、補足説明資料等に基づいて、
0:00:31	質問等をさせていただければと思いますけれども、
0:00:35	四国電力として進め方に何かコメント等ありますでしょうか。
0:00:42	はい。四国電力、本店でございます。特段問題はございませんのでよろしく願いいたします。
0:00:47	はい。ありがとうございます。では、まずはいただいておりますコメントリストであったり補足説明資料の方から確認をさせていただいて、そのあと全体の確認をさせていただきたいと思います。
0:00:59	質問のほどありましたらお願いします。
0:01:04	まずはコメントリスト側からですね。はい。お願いします。
0:01:10	衛藤規制庁の井藤です。それではコメントリストでいうと3番目のところについて質問させていただきます。
0:01:21	資料3のちょっとページ数がちょっとわかんないんですけど、4ポツの加圧器逃し弁下流側の加工についてという部分ですね。
0:01:34	ここの回答で配管を切断して弁。
0:01:40	と、弁の形状を
0:01:45	●●(非開示情報)目、何かごめんなさい、ちょっと、はい。
0:01:49	長く製作するところを回答いただきました。ちょっとここについてですね、内部、
0:01:58	内部の流動形状が変わっていないかどうかというところを確認させてください。
0:02:07	この延ばしたところの内部について、
0:02:13	これまでの配管の内部形状と同じ形状となっているのか、について、ご回答をお願いします。
0:03:03	原子炉規制庁島山です。今、四国電力は考え中ということでもよろしいですか。ちょっとご発言が長いことないのでちょっと確認です。
0:03:13	失礼しました。先ほど小越
0:03:17	四国電力の木村です。先ほどの質問はこの答弁の形状が変わったことによる、弁側の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:27	流路の変更が、
0:03:30	ないかというそういうご質問でしょうか。
0:03:34	規制庁伊藤です。戸部、正確に言うと弁側のというか配管の方も併せてですね、これまで流体が流れていた流路の形状に変更がないかという確認。
0:04:15	四国電力事業です所長お時間いただいてもよろしいでしょうか。
0:04:21	秋田土肥とりあえずわかりました。
0:05:53	すいません四国タキガワですけど、もしよろしければ、ちょっとお時間をいただいている間もし耐震の方でご質問等あるようでしたら、
0:06:02	お答えをさせていただければと思いますけど、いかがでしょうか。
0:06:07	ちょっと耐震というのはちょっとあれですけども、全体的に質問あるかと思しますのでまずは順番でやっていきたいと思えます。ちょっと担当の方からはい。
0:06:18	すいませんその前にまずさっき先ほどの質問の補足になりますけれども、添付図面の第3-1図のところを見て、
0:06:30	もらうと、早いかなと思ってまして。
0:06:37	ここで3ページ分4号にBの構造図が書いてありますと。
0:06:44	で、今回、配管を切って、弁の取り合い部を伸ばすということで、
0:06:55	今回は右側ですかね、右側の弁のところが伸びるということですけども例えばここがちょっと斜めになって、
0:07:04	いるところがまっすぐ伸びると、
0:07:09	はい、これまで配管があったところの形とは変わってしまうということになって流路が、
0:07:16	変わるということになると思えます。その場合は、
0:07:22	アベ弁の動作であったり機能であったり、能が使用料とかそういうところに影響しないかというのを確認が必要になる。
0:07:29	四国電力の木村です。
0:07:31	配管につきましては、既設の配管を切断した部分、
0:07:37	にその分、弁の取り合いの部分を延長して、製作して、取りかえを行うということですので配管側については変更はございません。
0:07:50	弁の方につきましては、先ほど申し上げた通りに、江藤鳥谷の部分も長く製作しますので、
0:07:57	その分、
0:08:01	内部の形状としましては、
0:08:08	加圧器逃し弁のとかいう側に向けて伸ばすような、内部の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:16	形状の変更というのもありますのでそこについては、衛藤内部の変更ありますが、細かい寸法というところは、
0:08:26	現状でちょっとお示しができないので、寸法というところまで、
0:08:31	の情報が必要でしたらちょっとお時間をいただけたらと思っております。
0:08:38	規制庁鈴木ですもう少し聞きたいんですけども、
0:08:41	今のこの第3-1図の絵を見ると、
0:08:46	出口がわーの形状としては、
0:08:50	最後テーパーが切られるところの手前。
0:08:55	までは、
0:08:57	要はす水平にそのまままっすぐ、
0:09:00	穴があいていて、最後に中国電力のキムラで先ほどのご説明聞こえてましたでしょうか。
0:09:08	規制庁鈴木です。
0:09:12	規制、規制庁鈴木です。こちらミュートになってましてもう一度、
0:09:17	お話ししますもう、もう少しお聞きしたいんですけども。
0:09:21	第3-1図の出口側の、
0:09:26	形状なんですけど、もともとの辨野。
0:09:31	出口。
0:09:32	部分のテーパーですね、ペーパー開始点と。
0:09:36	ペーパー終了点っていうのは、今回の
0:09:40	この出口側を延ばすことによって変わるのか変わらないのかっていうところをお聞きしたいということです。
0:09:47	もし、テーパー返してわからないけどテーパーの。
0:09:51	終点は伸ばした分だけ、伸びる要するにテーパーの角度が浅くなると。
0:09:57	いうことであれば流路の形状が変わることになるのかなと思いますけれども、そういった点を確認したいということです。ご理解いただけましたでしょうか。
0:10:18	四国電力の木村です。質問の内容については承りました。
0:10:28	規制庁スズキですではそういった観点で確認をお願いします。
0:10:33	では、
0:10:35	詳しい寸法等は、
0:10:39	元からどういうふうになるのかってのがわかれば、
0:10:43	とりあえずは構いませんので、んな、何ミリ単位でこう変わってるみたいなことは特段なくていいです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:50	見た目の形だけでとりあえずは説明いただければ結構です。
0:11:01	了解いたしましたと。
0:11:03	こちらにつきましては詳細ちょっと確認の上先ほどのご説明とさせていただきますようお願いしております。
0:11:16	規制庁伊藤です承知しました。
0:11:20	それでは、
0:11:23	すそお待ちください。
0:11:29	議事録性状ハタケヤマです。いただいているナンバーリスト今の3番の部分ですねちょっと確認をさせていただきたいんですけども、
0:11:39	前回の質問の確認事項のところですね、ここのところでの届け出範囲に記載されない理由を示すことっていうところを、質問させていただいているかと思えます。で、
0:11:52	その質問に対する回答が、
0:11:56	今回4ポツの加圧器逃がし弁下流側の確保についてという資料の中で、ご説明があるのかなと思ったんですけども、その
0:12:05	この説明がちょっと目に見えなかったのでちょっと確認をしたいところです。
0:12:10	今回の届け出範囲には含まれないって結論は書かれているかと思うんですけども、それというのはその、
0:12:17	加圧器逃がし弁の下流側の配管は、ベント配管の取合い部の一部のみパレード切断するというのですが、その切断する範囲というのは、
0:12:28	要目表の変更はなく、実用炉規則であったり、設工認ガイドで示す改造であったり周囲のいずれにも該当しない。従って、今回の届け出の範囲の外ですというご説明を、
0:12:40	したかったのかなと思うんですけども、趣旨は出ますでしょうか。
0:12:52	中国電力の木村です。ご認識の通り、配管は切断いたしますが、4表のと記載。
0:13:00	に影響があるものであり、ありませんので、別表に該当するものでもなく、従って届け出の範囲に入っていないと、そのご理解であってございます。失礼しました。衛藤他方、今、資料の中では、確認事項の記載されない理由というところが示されていないものかと思えます。
0:13:20	今、共通認識が取れたかと思いますが資料の方には、明記していただくようお願いいたします。
0:13:30	私からは以上です。四国電力よろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:34	承知いたしました。その旨記載説明の方を次への記載させていただくこととします。はい。ありがとうございます。では、3番は他にありますか。
0:13:44	よろしいですか。はい。
0:13:46	じゃ、次に移りたいと思います。4番でよろしいですかね。はい。
0:13:54	はい。よろしいですかね。はい。戻って申し訳ない。一番ものありますか。
0:13:59	よろしいですか内野中尾。
0:14:01	よろしいですね。はい。
0:14:03	では江藤5番ありますか。はい。
0:14:06	規制庁の伊藤です。
0:14:09	コメントリスト5番のところですね、書かれている内容については、わかりました。ちょっと1点補正のときにですね
0:14:20	既工認と書かれているところ、これはいつの当時、いつの時点の、
0:14:27	いつの認可された購入なのかというのが、わかるような書き方。
0:14:33	に済まされると思うんですけどもそういうふうにしてもらえればと思います。
0:14:39	よろしいでしょうか。
0:14:44	中国電力の木村です。コセイのタイミングではこの機構年金者が申請時番号では、民家番号であるとか、そういうところを記載した上で補正させていただくことといたします。
0:14:59	はい。規制庁伊藤です。承知しました。
0:15:03	これについては、
0:15:06	5分ほかにはよろしいですかね。
0:15:09	はい。
0:15:10	では次、お願いします。6番ですね。
0:15:18	私からは、引間サイトウ技師規制庁ハタケヤマです。
0:15:23	今回、届け出範囲のところですね計測制御し、系統施設が含まれるか否かっていうところで、
0:15:31	質問の方を受けて行っているかと思えますんで、
0:15:34	その上で、今回当四国電力としては、継続性よ施設は、該当すると届け出の範囲であるというところが出されていたかと思えます。
0:15:47	ただちょっとその理由のところですね、ポツの兼用設備の届け出本文の記載についてっていうところで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:53	四国電力書かれていらっしゃるかと思いますがでも兼用設備である計測制御系統施設としては、別表第1に該当箇所はないとされていますね。で、
0:16:03	それは法令上で定める届け出の範囲の外であるということで、もうこの結論で、届け出の外だと思いますけども、
0:16:13	今一度、届け出の範疇だっというところのご説明をいただけますでしょうか。
0:16:28	職電力の木村です。こちらの資料の方にも今記載させていただいておりますけれども今回
0:16:35	原子炉冷却系統施設で江藤計測制御系統施設としても兼用する範囲を取りかえるという工事をさせていただく。
0:16:46	いただきますので、その取替後の設備に対しては、やはり牽引押すんして、先である計測制御系統施設としても、
0:16:55	変更許可との整合するものであることと、技術基準に適合するものであると。
0:17:01	いうところを審査いただく必要があると考えておりまして、そういう意図で、
0:17:06	こちら本文の方にも、計測制御系統施設としての要目表基本設計方針を記載させていただいております。こちらも記載させていただいておりますが、過去にも、
0:17:17	同じような考えで
0:17:20	届けの範囲に、
0:17:22	兼用範囲、文献を計測制御施設系統施設と兼用しているという部分についても要目表と基本設計方針を記載させていただいて、
0:17:31	届け出を行っているという実績もございますので、衛藤。
0:17:36	そのような考えで記載をさせていただいているというものでございます。
0:17:41	原子炉規制庁畠山です。まず御説明所を実施しましたとの兼用設備である計測制御施設として許可で整合することとあと技術基準に適合するものこれは当然その法令上求められているかと思えます。
0:17:54	他方、
0:17:56	今その許可整合することを技術基準に適合することっていうものとは別に、
0:18:03	認可する範囲で届け出する範囲っていうのは、ちゃんと実用炉規則であつたり、それを補足するものであります設工認ガイドというものに定められている範囲で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:15	認可申請をする、或いは届け出をするというのが決まっているかと思えます。そこはちょっと別の問題だと思っていて、後段として確認をしたいんですけども、
0:18:25	届け出、
0:18:27	をしなければならないけど、炉規則上どう思われましたか。
0:18:32	そこをご説明いただけますか。
0:18:57	四国電力の木村です。届け出を要するものとしましては、原子炉冷却系統施設の1冷却材の循環設備、
0:19:07	炉心冷却その他原子力原子炉注水設備への原子炉冷却材圧力バウンダリにかかるものに限るに係るものの取りかえと。
0:19:16	いうところが該当しますので届け出をさせていただいているというところでございます。
0:19:23	しかしながらこちらが兼用範囲というところに
0:19:27	計測制御金融する範囲というところになっておりますので、そちらについても、
0:19:34	この届け出の中でご確認をいただく必要があるというふうに考え、考えて今回は記載をさせていただいているということでございます。
0:19:44	今回の継続性、原子力成長タキヤマです。今回の計測制御系統施設に限ってのちょっとご説明いただきたいんですけども、
0:19:52	この計測制御系統施設というのは、届け出を有するものとして、どう読まれていたのかということの説明をお願いします。
0:20:29	長電力の木村です。計測制御系統施設としては、
0:20:36	今回
0:20:39	資料の方にも、別表の第1の抜粋をつけさせていただいておりますけれども、
0:20:46	ホウ酸注入機能を有する設備としましては、性能または強度に影響を及ぼすものっていうものが、
0:20:52	事前届け出を要するものとして記載、届け出を要するものとして記載されておりますがこちらには、今回の工事というのは該当しないと。
0:21:02	いうところで投函考えてございます。はい、承知しました。加えて、質問ですけども、兼用であればその件、
0:21:11	今の四国電力の考えですと、
0:21:15	兼用であればその届け出範囲外のものでも届け出に記載するというふうな整理をされていますけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:22	金融だと、届け出範囲外も含めなければならないっていうのは法令上ありますでしょうか。
0:22:01	四国電力の木村です。
0:22:04	今回の取りかえの工事に対して、計測制御系統施設主務S許可との整合性である、ありますとか、
0:22:11	技術基準への適合、
0:22:13	をするものであるというところは、審査いただく必要があると。
0:22:18	いうところで
0:22:21	計測制御系統施設としても、今回の届けの本部に記載する必要があるというふうに
0:22:28	法令上そういうふうに、
0:22:30	に解釈しまして記載しているというところですよ。
0:22:35	ちょっと解釈のところ、原子炉規制庁土岐です。解釈のところは少し話が飛んでいるのでちょっと。
0:22:42	理解におよんでないんですけども、もう一度確認するんですけども、
0:22:47	現用の場合は、届け出範囲として含めなければならないというところは、
0:22:54	法令上、どのところで読んでいらっしゃるんですか。
0:22:59	当然ながら、こちらの認識としてその届け出範囲だろうが、認可の範囲等がその外であろうが、その
0:23:08	設置許可を整合させることであつたり技術基準に適合させることっていうのはその
0:23:13	届け出範囲だろう。
0:23:16	であるか否かに限らず、原子炉施設として求められていること、これ整合性としての技術基準適合性として求められているものだと思います。ただ、
0:23:25	それと届け出の範囲印可の範囲は別のものだと思っていて、瀬、
0:23:31	整理を確認をしたものです。
0:25:39	中部電力の木村です。今回計測制御系統施設として郷さん、江藤、
0:25:53	技術基準で言いますと、59条の
0:26:00	緊急停止、停止失敗時に発電用原子炉未臨界にするための設備、
0:26:05	そして今回のカツキの逃がしラインは59条の適合を確認いただく必要があります、
0:26:16	こちらについての説明というところは、
0:26:21	添付資料のほうには登場せずに基本設計方針の方にしか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:24	登場しないというところになりますので 59 条の適合というところをご説明するためには、基本設計方針を記載させていただいてご確認いただくと。
0:26:36	いう必要がありますので、基本設計方針の方に当間記載をさせていただいているというところになります。
0:26:45	原子炉規制庁畠山です。まず、ちょっと切り分けて説明、お話をしたいと思います。まず、今、強い四国電力のご説明のあった 59 条の話。
0:26:57	59 条の話については、
0:26:59	補足で今、
0:27:01	適用条文だったり審査対象条文の整理をされていらっしゃるかと思いますが、
0:27:08	中出条文整理表別表第 2 のところのイエスノーところのフローチャートを見ると、
0:27:15	まず、実用発電用原子炉の方とその附属施設の技術基準に関する規則、ここでの
0:27:22	申請対象設備の適用条文化イエスノーでいうと、
0:27:27	YESに該当するだろうというのは理解しました。ただその、
0:27:31	本工事の内容に関係あるものなのかっていう観点で申し上げますと、
0:27:37	今回、別表実用炉則にここは戻りますけども、実用炉則の方でどう適用されると。
0:27:46	届け出、或いは民間に該当する。
0:27:50	範囲となっているのか、そこのご説明が不足しているかなと。
0:27:56	これが審査対象条文となるところがちょっと説明が、
0:28:02	全くできてないような気がしてるんですけども、そこのご説明を、
0:28:06	お願いできますか。
0:28:41	直電力の木村です。先ほどの本工事の内容にも関係あるものかというところにつきましては今回
0:28:49	研究兼用の範囲として取りかえを行いますので、
0:28:55	ここで
0:28:59	ノーというところにはならず 2 回り関係あるものかというところで、YESっていうところに流して、審査いただく。
0:29:07	条文になってくるものかと思っております。
0:29:12	ですので先ほど申し上げた通りにこの条文の適合に必要な基本設計方針、
0:29:18	当間横野 4 票を記載させていただいているという、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:23	いう整理でございます。
0:29:35	原子炉規制庁畑山です。少々お待ちください。
0:30:22	原子力規制庁ハタケヤマです。衛藤。
0:30:25	持つ。
0:30:27	今回出ております申請設備として確認をしますけども、
0:30:33	現0施設においては、兼用している部分ですね。
0:30:39	要目表上で、
0:30:41	まず、
0:30:43	計測制御施設と兼用している旨が注記で説明がなされていますと、なので、
0:30:49	言説のところで、兼用であることはあります申請として、
0:30:54	認識ができるかと。で、かつ、今回、
0:30:57	現用側であります計測制御施設の方は、要目は原理と同じですと、基本設計方針に至っては、
0:31:08	前後企画のところで変更なしとなっている。
0:31:12	といったところで、
0:31:14	単なる取りかえであるという観点で、申請書上、何かしら影響の及ぼすものっていうのは、
0:31:22	今回別紙の2のフローの下の※2で言うところの設計及び工事計画書の影響有無を考慮してっていうところの、
0:31:30	判断には当たらないのではないのかと考えております。で、加えて話を戻しますけども、実用炉規則でやっております。
0:31:38	その別表第2、或いはそれを補足する、設工認ガイドのところで、
0:31:44	兼用に関するところが、
0:31:46	申請届け出であるっていうところが、
0:31:49	読むことができない、そう考えたときに、
0:31:52	果たして届け出の範囲しよっかというところを確認させてください。
0:31:57	規制庁鈴木ですちょっと
0:31:59	ハタケヤマの回答をしていたハタケヤマの質問に回答してもらう前に、明確にしておきたいんですけど今の、
0:32:06	資料3の別紙2のフローチャートの、
0:32:11	判断のひし形本工事の内容に県関係あるものか。
0:32:17	米2って書いてあって、
0:32:20	※2のところの設計及び工事計画書への影響有無を考慮して判断するっていう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:27	ここは影響があれば、
0:32:30	イエスに行っていなければノーに行くという、
0:32:33	説明なんです。
0:32:35	と理解してよろしいですか。
0:33:43	長電力の木村です。こちら※2 の記載というところにつきましては設計及び工事計画書への影響の有無も考慮してとありますけれども、
0:33:53	設計及び工事計画書への影響がないことも含めて、
0:33:58	確認いただく必要があるというところで審査対象条文に流れてくるのかなと思っております。
0:34:07	先ほど計測制御系統施設というところで 59 条というのを申し上げましたけれども、
0:34:14	59 条以外ですと 60 条であります 61 条。
0:34:21	62 条というところも今回、審査対象条文と、
0:34:24	等で記載をさせていただいておりますけれどもこちらにつきましても、
0:34:29	今回の工事では、
0:34:34	配管の届け出というところにはなるんで目標の変更等も行いというところではありますけれども、
0:34:43	今回の工事に係る部分というところで審査対象処分というところで記載をさせていただいているものでありましてこれらと同じ、
0:34:51	整理になるのかなと思っております。
0:34:57	規制庁鈴木です。すいませんちょっと
0:35:00	フローチャートの※2 以外の話もなくされていてそこについてはまだ、考えるところに行っていないので、ちょっと、
0:35:08	省略さしてもらおうと、まず※2 については、
0:35:13	影響がなくてもES影響があってもいいです。
0:35:19	能は何、どんな基準で判断するんですか。
0:35:52	四国電力の木村です。※2 の下のところにも記載させていただきますので、
0:35:59	Yesの例というところで、
0:36:03	地震であるとか材料構造等というところで、
0:36:07	工事計画書において個別機器ごとの具体的な評価を説明している条文は、既設設備の取りかえであっても、取りかえ後の設備の評価結果を示す必要があるというところでこういう条文につきましては、
0:36:18	イエスになってくると、一方、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:22	火災でありますところに水であると、ありますとかそういうところで、工事計画書で防護設計等を説明しており、個別機構等の具体的な評価まで説明したい、しない条文は既設設備の取りかえであって、
0:36:34	既工事計画における防護設計に影響を及ぼさないことが明らかであるというところでもこのようなものが、脳の方に流れていきますのでその観点で、
0:36:45	このユースローンを考えますと、
0:36:49	イエスのほうに流れてくるのかなと。
0:36:53	いうふうに整理しております。
0:36:56	規制庁鈴木です。多分その令和値、
0:37:00	特性の異なるところを、
0:37:03	挙げられているので、これでDsですこれでノーですって挙げられても、
0:37:08	59 条に、
0:37:10	対してイエスカノーかっていう、
0:37:13	例示にはならないと思うんですけども、
0:37:16	なぜ、
0:37:19	その 5090、これ、59 条、
0:37:23	の、
0:37:25	これは審査対象ですっていうふうに、四国電力が言っている箇所は、解釈 2 の、
0:37:32	両括弧 2 の片括弧 B の。
0:37:35	非常用炉心冷却設備による十分な量のホウ酸水ホウ酸水注入を実施する設備を整備すること。
0:37:44	ここにかかっているので 59 条対象ですっていうふうに、
0:37:50	言われているんですね。
0:37:52	まずそこを確認させてください。
0:38:00	四国電力のキムラつえとすいません先ほど保守のお示しいただいた箇所っていうのは具体的に、
0:38:07	とどどちらのことをおっしゃったのかすみませんもう一度ご確認させていただけないでしょうか。技術基準、5 時、技術基準解釈 59 条 2 の、
0:38:19	両括弧 2 の片括弧 B。
0:38:26	その非常用炉心冷却設備による十分な量のホウ酸水注入を実施する設備を整備すること。
0:38:36	ここに、
0:38:37	計測制御系統施設、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:40	として兼用しているところの、
0:38:43	話が引っかかっているんです。
0:38:45	て言われているんですよね。
0:38:50	適用条文であるということですね。
0:39:12	職員力の木村です。ご認識の通りご説明いただいた箇所、
0:39:15	に該当するということで 59 条を、審査対象条文としてございます。はい。規制庁鈴木です。そこは理解しているので、先ほどハタケヤマも、
0:39:27	適用条文だっということについては、了解しているといったところですよ。
0:39:34	次に本工事の内容に関係あるものかということで、米印 2 の、
0:39:40	注釈を読んでいったときに、
0:39:44	今回の
0:39:46	SI配管の取りかえ、
0:39:49	によってこの非常用炉心冷却設備による十分な量の放散性注入を、
0:39:54	実施できるような取替内容であるかっていう。
0:39:59	ところが、
0:40:00	確認すべき項目内容だっというふうに理解するんですけど。
0:40:05	AループBループに接続する。
0:40:10	配管については、これ一次冷却材設備の配管の部分だと思いますけれどもここについては、
0:40:19	配管ルートも変えないし、当然、
0:40:22	口径も材料も変わっていないのでここは明らかに影響しないと。
0:40:29	判断できるんですけども、
0:40:33	でできるんですけどもっていうのはできると思うんですけども、
0:40:37	Cループに接続するところはルート変更するというふうに、四国電力説明していますので、
0:40:45	そこが影響があるのかどうかを確認する必要があると。
0:40:51	いうふうに思っているのかなって気がするんですけど。
0:40:57	いかがでしょうか。
0:41:10	当四国電力の
0:41:13	協力のキムラです。衛藤。
0:41:16	まず今回兼用範囲として
0:41:24	4 表等でお示ししているのは、カツキの社員の
0:41:30	部分。
0:41:31	のが今回計測制御系統施設として兼用範囲になりますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:41	ということでちょっと、
0:41:44	規制庁鈴木です。そこは私が誤解してたっていうところで理解しましたそうすると、
0:41:51	技術基準規則解釈 59 条 2 の両括弧 2 の片括弧Bの方は、
0:41:59	狩野体積制御設備、
0:42:02	による十分な量のホウ酸水注入を実施する設備を整備することの方 で、
0:42:08	この兼用の部分がかかってくるという、そういう理解ですか。
0:42:27	カツキの足ラインにつきましては、その化学体積制御設備または非常 用炉心冷却設備による、
0:42:34	ホウ酸水の注入を実施する。
0:42:37	ために、カツキ等の頭委員の方で
0:42:44	原子炉の圧力を逃がしてやる必要があるというところでこの計測制御系 統施設に該当している。
0:42:53	という整理ですので
0:42:57	なので
0:42:59	化学体積制御設備であるとか非常用炉心冷却設備に直接該当するの ではなく、それによる、
0:43:06	ホウ酸水の注入に、を実施する設備として加圧器逃しラインが該当して いるものというところで、理解しております。
0:43:17	規制庁スズキそこSAの流路を確保するという観点で、
0:43:22	そこがSAのホウ酸水を注入する。
0:43:27	機能を持っているという考え方ですね。
0:43:36	ご認識の通りです。それについては何によって、
0:43:42	ホウ酸水を注入するかは別として、
0:43:45	十分な量のホウ酸水注入が実施できる機能を担っていると、そういうと ころにかかるということですね。
0:43:55	シモタニを受けキムラですご認識の通りです。はいそこを理解しました
0:44:01	工事の内容に振り返って、
0:44:04	該当する配管って、
0:44:08	当然これ届け出なので、
0:44:12	合計も材料も変わらないし、
0:44:15	だからこれまでの説明ではルートも変わらないというお話だったので、
0:44:20	特段
0:44:22	十分な量の放散性をちゅ、注入を実施。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:26	できるかどうかの確認はする必要もないと思うんですけども、
0:44:32	なぜそれを今回、
0:44:35	審査をしなければならぬというふうに考えているのかそこを説明してください。
0:44:54	四国電力の木村です。おっしゃる通り届け出というところでルートも変わらないというところですが変わらないので影響がないというところをご確認いただく必要が、
0:45:08	あるというふうに考えておりますので記載をしているという次第です。
0:45:17	すいません四国電力瀧川ですけどこの辺りの考え方はですね我々
0:45:22	過去 2 回の提携ん中での予防保全工事で、設工認、出させていただいでるんですけど、その断面からこういうところは、審査対象条文ですというふうに言われた経緯もございますので、
0:45:34	その考えをテラ踏襲して今回届けさせていたでるというところがございます。以上ですはい規制庁スズキで審査対象条文であることは、同意しております。
0:45:47	そう。私たちが聞いているのは、本工事の内容に関係あるものかどうか、イエスノーのところの、
0:45:55	米印 2 のところで、どっち行くかっていうところを聞いていると思ってるんですけども、ちょっとお待ちください。
0:46:04	四国電力タキガワですけど今の別紙 2 をご確認くださいるかと思えますけど、
0:46:09	審査対象条文となるところはイエス。
0:46:12	になるというところがございます。なので今、木村が申し上げた通り、同じ口径の同じルートですけど、それ、そういう工事で公表の部分ですけどご確認ください、
0:46:24	この条文に適合しているということをご確認いただくというものだと思っております。以上です。規制庁スズキで失礼しました。我々同意したと言ったのはすいません一つ目のひし形の適用条文であるかどうかというところで、
0:46:38	審査対象条文であるかどうかのところについては審査対象の部分であれば当然、
0:46:45	手続きしてくださいってことで、だと思んですけどまず今審査対象条文であるかどうかを説明を聞いているところなので、
0:46:53	まずは審査対象条文であるかどうかは本工事の間、内容に関係あるものかどうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:59	イエスになるということが明確に何かわからなければ、
0:47:02	我々ちょっとそこは納得できないということで聞いているということでちょっと誤解を与える言い方でしたので申し訳ないです。改めてお聞きします。
0:47:20	すいません四国電力滝谷でございます。
0:47:22	ちょっと先ほど申し上げましたけど、同じ配管、同じ口径同じルートでございますけど、そこをさわるという、
0:47:33	座るところでございますので、
0:47:37	同じ炉と同じ合計ですがそれをもって、その条文に適合するというのを、審査いただくと。
0:47:46	ところがもうこれまでの2回の設工認、2回の定検で配管の接合に出しておりますけど、
0:47:53	そこでのやりとりの結果をこうい
0:47:56	ふうになってると。
0:47:57	いうところで今回その考えにしてらして、届け出させていただいているということでございます。
0:48:03	規制庁鈴木です。
0:48:05	ちょっとそのその話になると、結局別表1の、
0:48:10	記載に戻っちゃうんですけど、
0:48:13	性能または強度に影響を
0:48:16	及ぼすものではないというふうにはまず一旦四国電力整理されてますよね。
0:48:22	されてるにもわからずそこを見てもらわないといけないんですっていうところがよくわからないんですけれども。
0:48:32	別表の整理と、技術基準の適合性と設置許可の適合性の進めるところはちょっと別の問題だというふうに思っております。
0:48:45	原子炉規制庁島山です。
0:48:48	技術基準適合性と衛藤設置許可との整合性を、
0:48:55	満たさなきゃいけないと、示さなきゃいけないは別の問題だと思っていて、満たさなきゃいけないはおっしゃる通りなんですけども、
0:49:03	示さなきゃいけない。いわゆる、
0:49:05	届け出を出さなきゃいけない、認可を手続きをしなければいけない。これは、
0:49:10	法令上で、どういった範囲を行うのかっていうのは、
0:49:13	定められておまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:15	それに整合している話なんですかという質問ですね。
0:49:19	私たちもその、
0:49:21	許可の整合性であったり技術基準の適合性を、その範疇の外だということを書いて、いい、いいたいわけではないんですが、今回の手続きとして、
0:49:31	必要なファンですかということの質問をしております。
0:49:39	別表第 1 の観点にいけますと、この計測制御施設は対象外と。
0:49:45	いうふうに思っております。減 0 側で引っ掛かると。
0:49:48	購入手続きをせえと、設工認届け出をさせていただくのは、そこがトリガーだと思っております。
0:49:54	ただ、一度出す以上、技術基準適合性と設置許可との整合性をすべからず説明せないかと。
0:50:02	そこをお示しせにやいかんというふうに我々思っておりますのでそれが法令で要求されてると思っておりますので、その考えに従いまして、それに説明できるように、
0:50:13	コンシェルを作っておるといところでございます。
0:50:16	一度、原子力 10 度を出したらすべからず説明しなければならないということが法律で定められている。このところはどこに定められてるかちょっとご説明いただけますか。法律のところに出ているということだったんですけども、
0:50:29	私たち認識しているのは別表。
0:50:32	定めている範囲。
0:50:34	以上のことはちょっと認識をしてないんですけども、どこでしょうか。
0:50:40	所長もお待ちください。
0:54:11	あ、四国電力瀧川でございますけど、
0:54:14	この認可側の原子炉等規制法の 43 条の 3 の 9 ですね、その認可基準というのが示されておりますけど、
0:54:24	この中で、その工事について、技術基準、
0:54:29	あと、地区ごとの整合性を示す。
0:54:32	必要があると。
0:54:33	いうふうに書かれておりますのでそこを受けて、我々としては、兼用側も含めてお示しする必要があるという解釈をしております。以上です。
0:54:43	水口ハタケヤマです。43 条の 3 の 9 は、民間に関する条文で届け出は自由だと思いますけれども、ちょっと一旦まず、認識は理解しました。
0:54:54	他方、こちらとして考えている内容としては、今、補足でまとめられている。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:01	資料で申し上げるならば、
0:55:04	別表第 2 の次のページですかね
0:55:08	各条文の条文整理表のところでは、
0:55:12	参事。
0:55:15	別紙の 2 の、
0:55:18	59 条のところ、ここについては、
0:55:24	継続制御施設に関して、
0:55:28	性能等に影響を及ぼすものでないというところから、丸×バツになると考えており、また、衛藤。
0:55:38	実用炉則の別表大神照らしても申請の対象の外だとまずは考えているところですよ、
0:55:47	の方、今は四国電力側では過去の整理とかを含めて
0:55:53	今の申請の仕方をしていらっしゃるということですので、その過去の
0:55:59	経緯とかも含めて、まずは 1 度職電力側で申請半径がどの範囲までなのかというのを考えていただいて、
0:56:09	補正としてされるのかどうかというところですね、ちょっと 1 今一度、お考えいただければと思います。で、今の範囲っていうのは、
0:56:18	今、いわゆるその審査すべき範囲が定まっていない状況ですので、ここがちょっと解決しないとちょっと審査が終わらないかなと思います。
0:56:28	四国電力、よろしいでしょうか。
0:56:30	すいません四国電力瀧川ですけど、今おっしゃったのは
0:56:35	59 条はもう審査対象条文ではございませんという、
0:56:40	ことをおっしゃっていただいたという。
0:56:43	ことでしょうか。
0:56:46	私たちの認識としては、審査対象上部の×になると思っていますこの日。
0:56:52	昨日 2 のところですね。
0:56:54	ここで言うとその本工事の内容に関係があるものというところでまずバツになって審査対象条文、バツになる。
0:57:00	と考えております。で、今はそこが四国電力との共通理解になっていないと思いますので、
0:57:08	そこについて、四国電力のお考えを改めて、後日お聞かせいただければと思っています。
0:57:15	すいませんちょっともう一度繰り返さなきゃいけませんその元例で兼用しているところ、そこについての技術基準の適合性を、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:25	うん。示す、基本的に示す必要があるというふうに思っておりますが、
0:57:31	そこは、
0:57:32	工事の内容によらずとりあえず兼用であれば、その抵抗性を示す必要があると思っておるんですけど、そこはどう思われておるでしょうか。
0:57:42	繰り返してございますけどもセイノー大京とそういったところに影響するものでないというところ。
0:57:49	から、営業課長が伝票を持ってくるということですか。
0:57:53	別表に照らして判断されるという。
0:57:56	ことでしょうか。まず、本工事申請の内容として関係があるかないかっていうところをまず、別表はありますよねかつ、
0:58:06	実際度と今回取りかえております、配管とかに何かしら
0:58:13	性能と営業及ぼすものがないっていうところは、今し共通認識が取れたかと思っているんですけども、
0:58:19	そういったときに、私どもとしては、本工事の内容に関係あるもの、あと審査対象条文というのはバツになる適用条文もあるかと思っておりますけども、マルバツバツになるのではないのかということを整理しているところです。
0:58:32	ですので、審査対象条文からは外れ、
0:58:35	る。
0:58:36	形として整理されるのではないのかというのがまずこちらの認識ですし、その上で、計測制御施設というのは今回の申請、届け出ですね、届け出の範囲外だと考えておりますが、今共通認識になっていないので、
0:58:50	改めて四国電力のお考えをお聞かせいただければと思っております。共通認識になりましたでしょうか、ご質問等あればお願いします。
0:58:57	すいませんちょっとしつこいようですけど、四国電力秋谷ですけどもちょっと確認させていただきたいんですけど継続性用施設が、
0:59:04	審査対象。
0:59:06	外かどうかっていう判断は、この別表第1に記載されている性能または強度に影響を及ぼすものところで判断されるという、
0:59:17	ご認識でしょうか。
0:59:22	必ずすべて一対一になっているとは、申し上げませんけれども、少なくとも申請である届け出あるというところは、まず別表で定められている。
0:59:33	で、通す内容に係る部分で言えば、別表で書かれている性能であったりそういったところに影響を及ぼすものでないっていうところ、ここが実用

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:45	失礼しました。技術基準規則でいうところの、
0:59:49	適合性、
0:59:51	これも今回、内容として、お互い影響がないものであるということが共通認識になったのではないのかということを申し上げている次第です。
1:01:09	四国電力。
1:01:11	先ほどございます。
1:01:13	ちょっともう一度確認を配管のルート合計等が同じなんで、そこは今回審査するにあたり、当たりません。当たりませんというご認識という、
1:01:25	理解。
1:01:27	ということでよろしいでしょうか。石崎社長立松まず、お手元に、別表ラインと、
1:01:34	別紙第 2、別紙の 2 等、
1:01:38	この条文請求と、あとは、
1:01:41	実用炉規則の別表第 1 をちょっとご用意いただいて、別表第 1 の一番頭のところで
1:01:48	工事の種類って書かれていますね。この工事というものは、そもそもその
1:01:53	本工事の内容に関係あるものなのかだっというところで、そもそも工事から落ちるんじゃないんですかっていうところですか。
1:02:00	工事の中で認可を要するもの事前届け出を要するものってそれぞれありますけども、まず、今回、設置の工事じゃないですよ。変更の工事だと思えますけどもその変更工事のそれぞれに該当するんですか。
1:02:17	大丈夫別表の解釈は、別表から読むと、計測制御施設は対象外という認識ははい。一致してございます。
1:02:29	ですね。であれば本工事の内容に関係があるのかってなったときに、そもそも、
1:02:35	実用炉則で行っている工事に該当しないですよ。
1:02:41	適用条文ではありますけど、
1:02:44	工事の内容に関係するんですかそこは。
1:03:19	すいませんちょっと
1:03:22	この別紙 2 のやつでいくと、届けの対象設備ではないんで、
1:03:28	それでいくと、
1:03:30	このサイショー型からNoに行くという、
1:03:33	どうでしょうか、これではなくてそこは下におりるという、
1:03:36	ご理解、
1:03:39	よろしいですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:41	適用条文はイエスに行って、本工事の内容に関係あるものかNoに行って、結果として適用条文ではあるが、本工事の内容に関係しないものに該当すると考えております。
1:03:53	その工事の内容に関係しない、関係するかどうかというご判断は、
1:04:00	合計が一緒で、材料も一緒でルートも一緒なんで、
1:04:04	関係ないという、
1:04:07	解釈。
1:04:08	補足しますと影響がないから関係ない、今の情報。
1:04:12	その結果、影響がないということを確認して、
1:04:16	しているんじゃないですか。
1:04:18	申し上げます。
1:04:22	うん。
1:04:30	すいません何度もすみませんでちょっと、例えば 60 条とか 61 条。
1:04:37	で、
1:04:41	シールシルバーとは言うか書いてますんであれですけど、
1:04:49	ABループを、同じルートで同じ材質でとってるんですけど、
1:04:54	ここも審査対象条文ではないという、
1:04:57	認識でしょうか。そうです。これは、申請対象条文に該当する、審査対象条文に該当すると考えております。まず申請。
1:05:08	届け出対象設備の適用条文からESが出ると、本工事の内容に関係あるものかというところで申し上げますとまず別表のところの工事に該当する方が該当しますねと。
1:05:18	で、先ほどの場所と異なっていて、これは性能及び強度に影響を及ぼすか及ぼさないかというところに限らず、取りかえ、
1:05:28	るという工事に関して、
1:05:31	届け出を要しているものですよね。で、
1:05:34	単に取りかえを行うものと、別表見てもらえばいいと思いますけども、性能または強度に影響を及ぼすかいいのかわからないところでもまず判断フロ一分かれているかと思います。別表上はですね、
1:05:48	そうなったときに、既設の取りかえであっても取りかえ後の設備の結果ってというのは、耐震とかも含めてですね確認をする必要性があるかと考えますので、これは適用になると。
1:06:00	理解しております。
1:06:05	ちょっとお時間ください。
1:06:57	すいません四国電力タキガワコウズマ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:00	おっしゃられたことは了解しましたよね
1:07:05	最初にご質問いただきました辨野所の流路の影響が、
1:07:10	ちょっとそのペーパーはどうかというところでまたご判断が変わってくるというご認識でよろしいでしょうか。
1:07:19	原子力規制庁のハタケヤマです。例えば、性能であったり強度に営業及ぼすということがありましたら、それは別の問題だと思いますけども、
1:07:29	その場合って、
1:07:32	何かしら要目とかあるんじゃないですか。
1:07:35	と思ってますし、そこはまずご説明は必要だと思います。
1:07:40	わかりました。
1:07:42	多少テーパが変わったぐらいでは性能に影響がなかったら、いいですけどという。
1:07:49	理解でいて構わないでしょうか。
1:07:52	規制庁付けさん。
1:07:54	そこ形状を変える理由がちょっとよくわからないので、
1:07:58	形状をわざわざ変えて性能がちょっと変わるけどいいじゃないですかっていう。
1:08:04	説明でいい。いいですかねって聞かれても、そこはわからないですまず説明してください。
1:08:10	普通、普通だったら、元の形状を変えないですよ。
1:08:15	加工する時にわかりました。はい。ちょっと事実関係ここにそれをもってそこを確認してからでないとならねばあっても仕方がないのでまず確認しましょう。
1:08:25	はい、ありがとうございます。
1:08:27	ちょっと畠山さんがおっしゃってる内容ちょっとはい。趣旨は理解しましたので、
1:08:33	ちょっと知らない検討させていただきます。ありがとうございます。
1:08:38	失礼しました。改めて検討の結果の方をお聞かせいただければと思います。
1:08:43	仕分けでご連絡させていただきます。はい。では、コメントリストを1から6まで衛藤行きましたけれども、6、ちょっと長くなりましたけども他ありますか6はよろしいですか。
1:08:57	ちょっとお待ちください。
1:09:29	原子炉規制庁ハタケヤマヤマダしました。まず、いただいておりますコメントリストとしては特段これ以上、コメントありません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:38	で、続いて、前回ヒアリングの方、
1:09:42	確認したもの以外として、いただいておりますし、届け出書等、確認をさせていただきますので、
1:09:52	そのところの質問、
1:09:54	に移りたいと思います。ではお願いします。ありますか。どうぞ。
1:09:59	どうぞ。はい。
1:10:01	規制庁の井藤です。えっとですね、ループAとBのラインのところの、
1:10:14	はい。そうそうお待ちください。
1:13:29	規制庁伊藤です。えっとですね、まず、今回の先ほどの議論のところは置いといて今回の審査対象条文について
1:13:41	どの部分が範囲になっているのかというところから確認させてください。
1:13:49	資料4をご覧いただきたいんですけども資料4の、
1:13:56	概要のところですね、
1:14:01	ここで第十四条。
1:14:05	第15条は第1項及び第3項を除くと、それから第50条については、第2項第1号及び第3項を除くと。
1:14:17	いうふうに書いてありますところの絵と、
1:14:20	十条 15条 54条について、
1:14:25	ここの
1:14:41	この範囲で間違いないでしょうか。
1:14:54	処分力のキムラです。14条、15条 50条についてはこちらの範囲で、相違ございません。
1:15:04	池尻規制庁ハタケヤマちょっといっぺん横から申し訳ないと思う。15条の1項3号を除くってあったかと思えますけど、
1:15:11	5とか6って該当するんですかね。
1:15:14	ちょっとそういうふうなところの確認をしたいんですけども、ちょっとご説明いただけますか。
1:15:56	四国電力の木村です。
1:15:58	15条の第1項につきましては、
1:16:02	設計基準対象施設は通常運転陣発現象の反応度を安全かつ安定的に制御でき、というところを、
1:16:10	記載している、となっておりまして、こちらについては炉心の設計でありますとか、そういうところが該当してくるものと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:20	考えてございましてですので今回、配管弁の取りかえというところになりますので、こちらについては対象外であると考えて1項については除くとさせていただきます。
1:16:33	また参考2項につきましては当店点検が、試験検査ができることというところでこちらについては、該当するものと考えております。
1:16:44	3項につきましては、設計基準対象施設は通常運転において容器配管ポンプA側との気球から放射性物質を含む流体を著しく漏えいする場合には、流体中の放射性廃棄物を処理する設備により、
1:16:58	これを安全に処理するように設置しなければならないというところで、流体状の放射性廃棄物を処理する設備、
1:17:05	がこちらの該当対象設備になってくると、いうふうに考えておりますので今回の配管弁については、これに該当しないというところで3項、
1:17:16	除くというふうにさせていただきます。
1:17:30	原子炉規制庁の竹山です。4項以降はいかがでしょうか。
1:17:34	1個ちょっとご説明いただけますか。その項ごとで、
1:17:41	4項につきましては、
1:17:43	設計基準対象施設に属する設備であって、
1:17:46	蒸気タービンポンプその他機器配管損壊に伴う飛散物による損傷を受け、発電減少施設の安全性を損なうと想定されるものには、
1:17:56	統合施設の設置その他、損傷防止措置を講じなければならないというところで、こちらに今回、
1:18:02	それから配管につきましては、産物による損傷防止が必要であるというところで4項については適用するものというふうに考えております。
1:18:16	午後につきましては、設計基準対象、
1:18:20	施設に属する安全設備であって、
1:18:23	第1章第2項第9コガに係るものは、共用または相互に接続するものであってはならないと。
1:18:30	いうところを書いておりますけれども、
1:18:35	こちらについては、
1:18:39	今回の配管弁につきましては、
1:18:44	この共用、
1:18:46	相互に接続するものであってはならない対象設備というところで、
1:18:50	クラスMSは2分類、解釈の方にクラスMSYに分類される。
1:18:56	機能有する設備を対象するというところでN-S湾に分類される設備がございまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:01	こちらを対象であるというふうに考えております。
1:19:06	6行ですけれども、現行の安全設備以外の安全設備を2以上のべし発言減少施設を共用し相互に接続する場合には、
1:19:16	安全性を損なわないように設置しなければならないということになりますけれども、全厚の安全設備というのがMS湾の設備、
1:19:24	をさしてございましたが、今回取りかえます、加圧器逃し弁につきましては、N-S2Eになり、なっておりますので、
1:19:35	登録項の適用を受けるものというふうに考えておりますので、6項の対象というところで考えております。
1:19:42	15条は以上です。
1:19:54	規制庁鈴木です。すいません
1:19:58	15条4項が該当ですって言った時に、
1:20:05	補足説明資料の別紙3の、
1:20:09	飛散物による損壊防護に関する説明書っていうのはつけないってなってるんですけど、
1:20:16	そこはいらないんですか。
1:20:55	四国電力の木村です。飛散物による損傷防止に関する説明書については、
1:21:01	点、今回添付してございませんが、産物に対する損傷方法につきましては、資料4の
1:21:12	健全性に関する説明書の中で、説明をし、しておりますので、添付資料としては、つけていないというところでございます。
1:21:24	規制庁それでそこは確認しますそれから、
1:21:27	15条5項のMS湾に該当すると言ってるところは解釈を見られて、
1:21:35	言われているのかなあと思うんですけども。
1:21:38	会社食う。
1:21:42	5の、
1:21:47	どの中ポツに該当すると言われてるんですか。
1:22:16	知久電力の木村です。今回の取りかえ範囲につきましては非常、いろいろ新契約設備に該当する配管の取りかえが含まれておりまして炉心冷却機能、
1:22:28	に該当するものと考えておりますのでこちらがMSYに該当するということでこの適用するものと、
1:22:38	考えております。規制庁鈴木です。今回の
1:22:43	届け出の範囲で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:46	主幹の取りかえって、次冷却材。
1:22:51	の主幹、設備のはい、主幹。
1:22:55	意外に非常用炉心冷却設備の主幹の取りかえも入ってるんですけど。
1:23:05	四国電力の木村です。届け出の対象範囲に含まれてございます。
1:23:21	これは、
1:23:24	AループとBループに接続するところはそこが入っててCループは入ってないってことですね。
1:23:51	遅刻電力のキムラです。
1:23:57	BループB衛藤。
1:24:02	一次冷却材の循環設備として、AループBループと、Cループの、
1:24:09	場合につきましても、
1:24:12	炉心に注入するラインの取りかえを行うというところになっておりまして、
1:24:20	別表上では一次冷却材の循環設備というふうになっておりますが、非常用炉心、
1:24:27	冷却設備の流路としても使用するラインになっておりますので、床、
1:24:34	Cループの部分についても、炉心の、
1:24:38	炉心冷却機能としては該当するものというふうに考えておりますのでCへとABCループが該当するのかなというふうに考えてございます。規制庁する技術解釈を読んでも、旧安全委員会の
1:24:51	安全機能の重要度分類に関する、
1:24:54	審査指針において、
1:24:56	クラスMSはに分類されるってなってるんですけども、
1:25:00	今言われた当該配管については、
1:25:06	原子炉冷却材圧力バウンダリでRPSはまずそこに、
1:25:13	該当するわけですね。
1:25:17	で、その上で、ABCループ。
1:25:22	の主幹に命名ループに接続するところまでは、原子炉冷却材圧力バウンダリであっても、
1:25:31	Sは
1:25:32	注入配管。
1:25:35	である以上はそこはMSワンにも分類されるというそういう分類になっているという理解ですか。
1:25:54	これ単純に
1:25:55	両方兼ねてるんですかって聞いているだけですので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:59	そうですであれば、そうですと言っていたければ結構です。
1:26:04	四国電力の木村です。要目表上は1 冷却の純化設備というふうに書かれておりますけれども、非常用炉心冷却設備から繋がって炉心の方に、
1:26:16	頭入ってくるラインですのでその機能も兼ねているというふうにご考えてございます。わかりましたです。ですから、接続するところ、
1:26:25	メインループに接続するところからな、75 の弁のところ、逆止弁のところまでは、PSはんでRMSわんであるとそういうことですね。
1:26:38	その理解に相違ございません。わかりました。
1:27:01	施設をイトウです。今 15 条のところの説明いただいたんですけど、十四条の1 項についても同様。
1:27:12	でしょうかつまり、第二条第2号、第9号ハのところ、
1:27:17	引っかかってくるということよろしいですか。
1:27:25	東京電力の木村ですご認識の通りこちらの設備の中に非常用炉心冷却設備が入っていると認識しておりますので第1 項が適用になるというふうにご考えております。
1:27:38	瀬戸イトウです承知しました。
1:27:50	原子炉規制庁畠山です。ちょっと確認をさせてください。15 条の6 項のところ、前項の安全設備以外の安全設備を、
1:27:59	接続する場合にはというところで、これに該当するというものをもう一度お伺いしてよろしいですか。
1:28:09	中国電力として申し訳ないです。
1:28:12	四国電力の木村です。
1:28:14	今回の届け出範囲につきましては加圧器逃し弁がMS2Eに分類されておりますので、MS1、以外の設備というところで6 項に該当するものと整理しております。
1:28:35	この3PV4 号にB、これが六つの2 ですかね。
1:28:44	はい、ご認識の通りです。理解しました。これが、
1:28:48	六戸に該当する。
1:28:51	落としている。
1:28:53	ですから、
1:28:54	実際これは、
1:28:57	分以上、
1:29:00	元発電用原子炉施設と共用し、または相互に接続する場合にはには該当しない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:07	接続はしない。
1:29:09	けれども、その接続はするものでないってことは、
1:29:17	4、要望じゃないください。
1:29:19	健全性の説明の方で述べられていると理解すればよろしいですか。
1:29:26	その理解であってございます。理解しました。ありがとうございます。
1:29:34	議事録ちゃってますちょっと少々お待ちください。
1:30:54	季節をイトウです。第 50 条について質問させていただきます。
1:31:02	先ほどの
1:31:04	整理だと、第 54 条の第 1 項、1 号から 6 号まではすべて、
1:31:12	対象であるということでしたけれどもちょっと
1:31:18	2 号とか、4 号とか 6 号、
1:31:22	ですねここら辺は、
1:31:26	今回、
1:31:28	取りかえる部分とは直接は関係ないのかなと思うんですが、その
1:31:36	従来事故等対処設備全体としてこういう機能がなければ、
1:31:42	いけないというところで、対象に含めているという理解でいいですか。
1:31:55	国にこのキムラですと、その整理って
1:32:00	今回
1:32:02	資料 45 エチゼンの説明書の中で、説明と、
1:32:06	お示ししているというそういう整理でございます。
1:32:10	季節をイトウです。わかりました。
1:32:13	それから、第 2 項の方に行ってですね第 2 項の第 1、1 号ですね。
1:32:21	想定される重大事故等の収束に必要な容量を有することと、これは
1:32:29	逆に、今回除かれているんですけどもこれは対象外。
1:32:35	なのですか。
1:32:42	四国電力の木村です。容量等につきましては、別途この設定根拠に関する説明書の中で、ちょっとご説明する。
1:32:53	ものであると考えておりますので、しとし、資料 4 の中では容量というところは出てきませんけれども、設定根拠の中でご説明をしているものと、
1:33:04	いうふうに考えておりますので、
1:33:08	資料 4 の中では除くとしている。
1:33:11	そういうふうに、
1:33:12	でございます。
1:33:27	規制庁伊藤です。今のご説明は承知しました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:33	藤。
1:33:35	今設定根拠の方の頭に話が飛んだので、伺いたいんですけども、
1:33:43	資料 2 のところは、今話しました 54 条、
1:33:53	54 条 2 項 1 号以外で、どの条文に紐づいて、
1:34:01	いる説明書なのか、説明してもらえますか。
1:34:35	四国電力の件は少しお時間いただけますでしょうか。
1:34:39	季節をイトウでそうしますと、
1:37:51	四国の伊方電力の木村です。お時間いただきまして申し訳ありません。
1:37:57	その設定根拠の中に関連する条文、
1:38:01	としましては、
1:38:03	今回の審査対象条文で言いますと、
1:38:06	14 条、
1:38:08	15 条。
1:38:10	27 条。
1:38:12	20、明日、あ、すいません、もう一度申し上げますと、10 条の安全設備、中央上設計基準対象施設としての機能を
1:38:22	27 条の原子炉冷却材圧力バウンダリ、28 条のれ種減少冷却材圧力バウンダリの隔離装置、
1:38:31	32 条の非常用炉心冷却設備 33 条の循環設備と、
1:38:38	50 条は先ほどご説明しましたので、ちょっと 59 条飛ばさせていただきます、
1:38:45	60 条から 71 条まで SA、
1:38:49	での使用に関する条文、今回当ててますけれどもこれらの
1:38:55	機能、
1:38:58	これらの機能が発揮できるような容量をしているというところを、
1:39:04	設定根拠の中で説明しているというところになります。
1:39:14	規制庁井藤です。ありがとうございます。
1:39:18	念のため確認なんですけれども、
1:39:23	第 32 条と第 33 条。
1:39:28	について今回の届け出関連部分はどこなのか教えてくださいませんか。
1:40:28	四国電力の木村です。
1:40:31	32 条は非常用炉心冷却設備になると思います。なりますが、
1:40:39	資料、
1:40:43	2 の、
1:40:47	例えば、資料 2-7 のページ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:50	が、三部SI075ABCから、
1:40:55	AループABC. は市田合流点の、
1:40:58	設定根拠の説明になってございますけれども、設定根拠の説明の中で、
1:41:05	本配管は、三瓶山 075ABC、
1:41:11	当間市田クオリティの接続するは、配管であり、
1:41:14	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として、ホウ酸水を高圧注入ポンプにより原子炉へ注水するために設置すると。
1:41:23	いうふうにしておりますのでこの中で、炉心注入に使用するというところを記載していると。
1:41:29	いうところになります。
1:41:32	するというところと、
1:41:34	すみません規制庁の伊藤です。すみません先ほど関連する部分とは言ったのはごめんなさい。第 32 条の、
1:41:44	中のどこのところですかという、そういうことで、
1:41:50	集まりで大南高野、大南郷であるとかそういった話です。
1:42:51	と四国電力、木村です。
1:42:54	32 条をですと、32 条の 1 項と、
1:42:59	2 項、
1:43:01	が、
1:43:03	非常炉心冷却設備を敷設しなければならないというところと次の機能を有するものでなければならないと。
1:43:09	いうところになりますのでこちらに対する、
1:43:12	説明をが該当してくるものと考えてございます。
1:43:27	はい衛藤規制庁イトウで承知しました。33 条については土肥 1 号ですかね、1 号でよろしいですか。
1:43:38	失礼しました。33 条につきましては、1 号と、
1:43:42	2 号を岡山香月伊井、逃し弁、
1:43:49	第 33 条の
1:43:52	前と深野深野変動その他原子炉、
1:43:55	運転に伴う原子炉圧力容器の圧力の変動を自動的に調整する設備というところで、
1:44:00	該当してきますので 1 号と 2 号が該当するというところで考えてございます。
1:44:12	衛藤規制庁イトウです。承知しました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:38	あ、すみません規制庁伊藤です。ちょっと別の条文になるんですけども、
1:44:45	60条、61条、62条。
1:44:50	71条、今回の審査対象条文になっているところ、
1:44:57	これが今回
1:44:59	どの、
1:45:01	部分が関係しているのか、どの弁とか配管とか、どの部分が反映し、関係しているのか、説明してもらえますか。
1:45:27	四国電力の木村です。条文整理表のところ、
1:45:31	大戸ご確認いただきたいと思っております。で、
1:45:37	60条と、と、
1:45:40	61条のところにつきましては、
1:45:43	一番、衛藤。
1:45:46	表上表の枠の中で、
1:45:49	加圧器逃しラインと、ループAB低温側注入ラインというところで、
1:45:53	記載をしてホシトリをしております、
1:45:59	60条と、61条につきましては、
1:46:03	このホシトリ通りすべての
1:46:07	届け出範囲の衛藤配管弁というのが、該当してくると、いうところになっております。
1:46:15	62条につきましては、
1:46:20	と加圧器の逃しラインについては、該当しませんのでこちらについては、
1:46:29	ループABCの低温が高圧注入ラインがちょっと該当するいうところになっておりますので、ちょっと
1:46:36	こちらにつきまして一つでも該当したら丸を付けるというふうな形に、
1:46:40	ちょっと今、記載をそういうふうにさせていただいておりますので、ちょっとマルになってるんですけども、62条については、
1:46:46	加圧器逃しラインは対象に、
1:46:49	ならないというところになります。
1:46:52	71条につきましてはすべての届け出範囲の配管弁が、
1:46:57	対象になって、
1:46:59	対象になるというところでございます。
1:47:12	土岐サイトウ伊東です。
1:47:17	71条についてですけども、これは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:28	加圧器逃しラインも入るということですかね。
1:47:36	その認識でございません。
1:47:40	はい。それはちなみに解釈のところと言うと
1:47:46	ABCDFありますけれども、どれが関係していますか。
1:48:56	電力間で少しお時間いただいてよろしいでしょうか。
1:49:00	規制庁伊藤です。承知しました。
1:52:14	四国電力の木村です。その辺お時間いただきました
1:52:19	やはり一応解釈の
1:52:22	AからFにつきましては水の供給側、というところの設備、
1:52:28	該当するものが記載されておりまして、おりますがカツキの柱については、その水を供給したものを主に入れるときに、フィードアンドブリードとして、
1:52:40	水マニワ土あるという流路流路も必要になってきますので71条の適用としては、
1:52:47	受けるんですが、このAからFの中のどれかというところは供給側が記載されているので、
1:52:56	AかFっていうところのどれかというのはちょっとか、あつたらないかなと思ってます。
1:53:17	伊勢藤イトウです。
1:53:21	そうですね供給側ということで、
1:53:38	はいわかりました。衛藤。ちなみに加圧器逃し弁、以外の
1:53:47	ところ、配管については、
1:53:54	AとかDとかに当てはまるということになりますか。
1:54:11	電力の木村です。というところで十分な水を供給できることというところが該当してくるものと考えてます。
1:54:26	はいということで、はい、わかりました。
1:54:52	季節をイトウです。大体、条文の範囲については、承知しました。で、ちょっと例えばですね、62条、
1:55:05	ワ一加圧器逃しライン以外ということでここは配管だけになっている。
1:55:12	はずなんですけども、理由欄で、
1:55:15	今回工事対象の一次は一次系配管一つ電話というふうに書いてあって、この弁は余計なんじゃないかなというふうに、
1:55:26	思うんですけれどもいかがでしょうか。
1:55:33	四国電力の木村です。ご指摘の通りかと思しますのでそちらを適正化させていただきたいと思えます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:39	規制庁伊藤です。承知しました。ちょっと他の条文でも、例えば、ここは配管だけだとかベンゼンだけだとかそういうところがあるようであれば適正化をお願いします。
1:55:52	徳重でございますはい修正させていただきます。
1:55:58	規制庁鈴木です。途中で申し訳ないですけど、一応予定していた時間になったんですけども、
1:56:07	四国電力としてはこのまま引き続き、
1:56:11	やレールかどうかというところと、まだ少し我々聞きたいところが、ボリュームは、
1:56:19	あるので、場合によっては、明日午前中とかにもしお時間あれば、
1:56:26	そちらで引き続きっていうところで、
1:56:31	やらしていただいてもいいかなと思うんですけど、四国電力、いかがでしょうか。
1:56:46	中国電力の木村です本日まだ自己、こちら対応可能ですので引き続きお願いできたらと思います。
1:56:54	規制庁鈴木です一応こちらですね。
1:56:57	16時半までは何とかできるんですけどちょっとそれ以降は別件がもうすでに入っていて、
1:57:05	なので、ちょっと30分だけ延長しますけど、
1:57:10	衛藤。
1:57:12	一応明日の
1:57:14	予定とかっていうところは、
1:57:16	確認しといていただいてもいい、いいですかね。多分わからないと思うので、終わらない場合、そっちで入れられるかどうかってところを、裏で確認しといていただいて結構いいでしょうか。よければ引き続き、
1:57:29	さらに30分まではちょっと続けたいと思います。
1:57:57	よろしいでしょうか規制庁の。
1:58:00	伊藤です。エヌパワー、はい。
1:58:06	ちょっと予定の方はちょっと別途確認させていただきます。とりあえず本日、引き続き、させていただきますと思います。
1:58:16	はい、規制庁伊東です。承知しました。じゃあ続けさせていただきます。えっとですねちょっと個別のとかさっきのとも関係あるんですけども
1:58:28	資料2のところ、
1:58:30	そうですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:33	例えば紙資料 2 の 7 ページのところですね、先ほど説明のあったように、この、
1:58:42	配管は設計基準対象施設及び重大事故等対象設備として
1:58:49	高圧注入ポンプにより注水するため設置するというふうに書かれているんですけども、
1:58:56	ちょっとこの設計基準対象施設としての設定根拠の、
1:59:02	話が抜けていて、例えばその外径のところとかですね、
1:59:11	いきなりSA時において使用する場合の外径はどういうふうになっていますと。
1:59:18	こここれおそらく、新規制の時、新規制のときは、SAのところだけ見ていたのかなと思うんですけどもその時、
1:59:30	その時の名残が残っちゃっていて、
1:59:34	今回設計基準対象施設としてなので、設計基準対象施設としての、
1:59:41	会計会計というか、要領、
1:59:45	の設定についての説明が必要かなと思っています。
1:59:53	あと、ループCについては、
1:59:57	配管ルートが変わるところですので、それ。
2:00:01	配管ルートが変わって、
2:00:04	言っても、
2:00:06	流量なり、ポンプの要諦なりが足りていると。
2:00:14	いう説明も必要なかなと思っています。いかがでしょうか。
2:00:33	思考力のキムラですと、
2:00:35	一つ名の設計基準対象施設として記載できていないというところ。
2:00:42	ご指摘がありましたけれども、現状の記載でも設計基準対象施設を、
2:00:48	容量と、
2:00:50	というところLower議場でも欠けているのかなと思ってはいるんですけども、これは別途設けて記載した方が良いのではというところのご指摘でしょうか。
2:01:04	規制庁井藤ですそうですね設計基準対象施設の容量の根拠は説明されていないかなと。
2:01:16	見ますが、いかがでしょうか。
2:01:40	四国電力の木村です。
2:01:42	設計基準対象施設としての容量と窓仕様であるというところは、
2:01:48	現状でもかけておりますのでそれで十分かなというところで現状の記載にも、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:55	させていただきます。
2:01:59	原子炉規制庁畠山です。ちょっとお手元にあるかどうか確認をしたいんですけれども、平成 19 年の、
2:02:09	市がII
2:02:11	頃ですかね。うん。
2:02:14	7 月 3 日付ですか。平成 19 年 7 月 3 日付で提出されております。
2:02:19	伊方発電所の工事計画の届け出って、
2:02:23	もしご覧になれるようであればご覧いただきたいんですけども、その中でですね、
2:02:30	今DBの、
2:02:32	パイパスの設備設定根拠として、記載がある部分が、
2:02:37	今回の届け出の中では、登場してこないという観点でちょっと確認をしているものでございます。
2:02:46	おっしゃるように新規の段階
2:02:49	SAの何か説明してなくてですねおそらくそれはDBとしての設計が変わっていないからなのか、ちょっと定かではないですけども、
2:02:59	そういった経緯があって、おそらく書かれていないのかなと思いつつ、今回にあたっては実際その現施設の取りかえっていうところはあるかと思えますので、
2:03:09	DBSA両方との説明は、
2:03:13	必要であるかと考えております。なのでちょっとそういったところでの確認をしているところです。
2:03:32	保証人の木村です。江藤町長は過去の機構に確認させていただいてその上で、記載を適正化等を、について検討させていただきたいと思えます。
2:03:43	すいません規制庁の伊藤です。平成 19 年 7 月 3 日のやつですけれどもちょっと私も持ってるんで読みますと、
2:03:53	高圧注入系の主配管は、圧力損失、配管の厚さを考慮して、管内流束が約、
2:04:08	うん。何とかメートル/sec以下になるように、外径を選定するといったような書き方になっているんですね。で、今回、
2:04:19	もう資料だとそういう記載は入っていないという問題です。
2:04:28	四国電力の木山ですこちらでも確認しましたので、
2:04:34	そちらに合うようにちょっと記載の見直しについて検討させていただこうかなと思えます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:41	はい。規制庁伊東です。承知しました。
2:04:46	規制庁鈴木です。
2:04:48	そこは確認していただいて必要であれば、
2:04:52	内容を修正していただきたいんですけども。
2:04:55	今回のSI注入ラインの、
2:04:59	Cループに接続する配管の配管ルートを変えた。
2:05:04	ところに置いて、今のその容量設定根拠の説明の中でそこは落ちてくる と書いていいですかね。
2:05:15	要するに、何も記載がないと、我々その配管ルートを変更したっていうと ころを、
2:05:21	何を見たらいいのか、或いは見る必要はないのかってところがちょっと 判断できないもんですから、ちょっとそこのお考えを、
2:05:29	今説明できればお願いします。
2:05:39	四国電力の木村です。変更があったかどうかというところについてはそ の取りかえした後のものに対してそれが問題ないかというところ。
2:05:50	が、当間確認いただければ良いのかなというふうに思っておりまして、 なんで変更したというところまでの記載は要らないのかなというふうに考 えてます。
2:06:01	規制庁それでさその通りでして、変更後、
2:06:05	その配管ルートを変えたところを確認している記載が、どこが引っかか ってくるのかなっていうところをお聞きしたいんですけども。
2:06:19	単純に、外径だったらさ、ルート変更、関係ないですよ。
2:06:27	ということなんですけれども。
2:06:38	当四国電力のキムラです
2:06:42	現状の記載ですと、
2:06:46	高圧注入ポンプの容量、
2:06:51	を元に設定して、
2:06:54	一定その標準流速っていうのを考慮した外径を設定しているというところ で取りかえ後の配管についても
2:07:04	そのコア注入ポンプの容量をもとに設定して問題ないというところ、
2:07:11	分に設定して、この会計としてますというところを記載しているのですその 部分で、
2:07:16	やめるのかなというふうに考えてます。
2:07:22	規制庁スズキサノポンプの容量、
2:07:24	と。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:26	標準充足がルートでに關係しているってところがちょっと理解できないんですけども。
2:07:36	どういう意味なんでしょう。
2:07:49	直電力のキムラです。ですので高圧注入ポンプの容量と標準流速というのを設定することで流量、
2:07:59	に応じた圧損というところが
2:08:02	算出できるというところでその圧損というところを
2:08:07	考慮しても
2:08:10	注入が可能な、外径というところで現状の設計となっておりますというところのそういう説明。
2:08:19	お記載しているというところでございます。
2:08:22	規制庁鈴木です。その説明は理解できたので、
2:08:27	今の話は容量と標準充足ってというのが、
2:08:32	インプットとなって、それでルートが変わったことによって圧損が変わるので、
2:08:38	結果的に系統として、ちゃんと
2:08:42	要諦が足りてるとか必要な流量が出るだけの要諦を確保しているとかっていう説明になるってということですね。
2:08:53	その認識で問題ありません。
2:08:55	規制庁スズキで理解しました。
2:08:58	適正化される時にその辺のところも、
2:09:01	含めて、確認したいと思います以上です。
2:09:14	はい。それじゃ、次の質問に行きたいと思います。規制庁の伊藤です。えっとですね、耐震関係のところの確認をさせていただきます。
2:09:26	今回耐震評価に用いているモデルについて、
2:09:32	新規制のときと比べると、加圧器逃しラインのところはもともと3次元梁モデルであったけれども、
2:09:42	それ以外の配管ループABCの配管については、
2:09:47	新規制の時は定ピッチスパン、
2:09:55	SI注入配管については定ピッチスパン法、
2:09:59	でやっていたと。それで今回3次元はりモデル、
2:10:05	今回は3次元はりモデルでやっていると、この違いは
2:10:11	なぜ生じているのかというのをまず説明してもらえますか。
2:10:23	はい。四国電力ヒラタが該当いたします。
2:10:27	先ほどの回答ですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:31	再稼働工認立てピッチスパン法での耐震評価を行っています。
2:10:37	ただ、どうぞ。
2:10:42	そちらは支持間隔の方針を示すのみとなってまして
2:10:48	今回の改造購入、
2:10:50	頭では議会範囲が狭い。
2:10:54	狭い狭いので改造範囲内の精緻な、
2:10:58	評価結果をお示した方が良いとの判断から、従前から3次元梁モデルでの政治な評価結果をお示しております。以上です。
2:11:17	原子炉規制庁島山です。ちょっとこちらの問題認識なんですけども、新規制の時に添付のジュース、申請の添付資料の、
2:11:28	13-12のところですね、
2:11:30	配管及び弁の耐震
2:11:33	計算並びに標準支持間隔の耐震検査についてという資料を出されているかと思えます。で、その中でですね、3次元梁モデルであったり低ピッチ、
2:11:47	耐震クラスのSだったりBだったり、そういったものに対して、どういう状況だとどう適用させるというご説明が、
2:11:54	書かれてるんですね。で、
2:11:56	例えば最高使用温度が150度を超えかつ合計が4倍以上の配管であれば、
2:12:02	3次元梁モデル。
2:12:05	他、熱応力解析を行います。
2:12:07	それ以外の配管だと、原則として簡易モデルによる地震応答解析、テプシスとですね。
2:12:13	これを行いますと、ただ定ピッチスパンを行うところの横のところ江藤地震またはです。
2:12:21	膨張による変位が大きく、標準支持間隔補訂ピッチによることが適切でない場合は解析を行いますと。
2:12:28	いうふうなことが書かれていて、今ご説明いただいた内容はこの13の中に書かれているこの方針と違うように聞こえるんですけども、この方針から変えられたのでしょうか。
2:12:39	やり方を変えたのかどうかご説明いただければと思います。
2:12:43	はい。四国電力平田です。おっしゃる通り、再稼働工認では、
2:12:49	最高有無が150度を超え、かつ口径が4以上の配管に対して、3次元梁モデル等を適用する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:57	というふうには書いておりましたが、こちらが基本の原則として行うということ。
2:13:03	にしておりまして
2:13:06	今回の場合、取りかえ範囲が狭いということで、
2:13:10	再稼働工認の記載の原則から外れますが、
2:13:16	一覧表でいうと3ヶ月主としておりまして
2:13:26	と、
2:13:27	方針上は、
2:13:31	再稼働の方針から外れていない評価であるというふうに考えております。以上です。
2:13:38	原子炉規制庁の常盤です。解析方法の基本原則は新規制の考えを当初していないということですね。
2:13:46	ちょっと確認です。
2:13:51	四国電力の村上でございます。
2:13:55	今ご指摘いただいているのは資料13-12の
2:14:02	2ページの第2-1表のことかと思えます。
2:14:10	基本的には低温配管と呼ばれる配管は定ピッチスパン法でやるということですがこの三角印で書いてるところっていうのは、低温配管で開始。
2:14:22	標準支持間隔法では評価が厳しいような、熱膨張であったりそういった標準支持間隔が苦手な部分については、
2:14:33	3次元梁でやっていきますという方針を示したものでございます。当間。
2:14:42	基本的には低温配管、当配管に該当しない場合は標準管確保、標準支持間隔法を用いた評価を基本として、必要に応じて3次元はりモデルによる評価を実施する方針を示したものでございまして、
2:15:01	精緻に解析ができるということ、あと、評価値、発生値を数値でお示しすることができるということから、殊従前から改造購入については、
2:15:15	3次元梁モデルの精緻な評価でお示しをしているということで、この基本原則には、基本原則に即した評価をしているというふうに認識をしております。以上でございます。
2:15:41	原子炉規制庁島山です。ちょっと先ほどご説明いただいた方との認識に若干の差異があるのか確認をさせていただきたいんですけども、
2:15:53	これはちょっと飯塚農家でのお答えをいただきたいんですが、
2:15:58	今回の添付資料13-12の映像第2号、1、
2:16:03	で書かれている配管条件の解析法の基本原則、これに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:09	沿っているか沿っていないかという、どちらですか、沿っている。
2:16:14	後者の方が沿っているというご説明でしたけど、前者の方はとっていないと聞こえたので、すみません。四国電力の村上でございます。先ほど平田が回答した分を、すみません、訂正させていただきますが、
2:16:28	低温配管についても、上記以外の配管として3次元梁モデルによる地震応答解析を選択する旨を、第2-1表では残していることから、この方針に即した評価を今回も実施しているというふうに認識をしているものでございます。
2:16:45	以上でございます。承知しました。つまりこの第十三の順に沿っているということですね。そうそうしているというところは、この三角印に書かれているこの理由によるということによろしいですか。
2:17:00	四国電力の村上でございます。この理由、ダイレクトにという、再稼働購入の時は定ピッチでやりましたので定ピッチで評価をできる範囲ということで再稼働購入の時には、0
2:17:18	である標準支持間隔法を採用しておりました。
2:17:24	しかしながら精緻な評価ができるという利点を踏まえまして、今回この三角の適用3次元はりモデルによる地震応答解析を用いた評価でSHのお示しをした方がよろしかろうということで、
2:17:42	お示しをしたということでございます。
2:17:45	原子炉規制庁土岐です。この三角印の、この理由には沿わないということですか、イエスかノーかと言うと、しょうがないんの方に行くってことですか。
2:17:57	四国電力の村上でございます。再稼働工認の時には標準支持間隔法を適用をしていたというところで、
2:18:10	この三角の地震または熱膨張による変位が大きくというところを適用するかどうかというところの判断は悩み、悩ましいところでございますが、今回は、これを適用して精緻にお示しをしたというところでございます。
2:18:36	規制庁鈴木です。
2:18:39	耐震経産省、今回の届け出の中の、
2:18:44	耐震計算書を見てるんですけども、
2:18:48	配管諸元を見る限りにおいては、今回のSI注入ラインは、
2:18:55	072の、
2:18:58	逆止弁。
2:19:00	より、ルーメンループ側の接続部のまでの間、
2:19:06	の最高使用温度ってのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:09	300 度を超えていて、先ほど言ったように 150 度以下とかっていうところには、
2:19:14	該当しないんだけど、新規制のときはそこは、
2:19:18	定ピッチでやるという判断をしていたという。
2:19:22	説明だったと理解していいですか。
2:19:26	広告電力の、四国電力の村上でございます。再稼働購入の資料 13 の中に、では、150 度を超え、かつ、
2:19:37	4B以上ということで、AND条件でございます。ですので温度条件を超えると、すなわち配管という、この 3 次元梁を必ずやりますという定義にはならないと。
2:19:51	今回は関係が 4B未満でございますので、再稼働購入の時には、標準支持間隔を用いていたというところでございます。
2:20:20	規制庁鈴木です。今回のやり方は、
2:20:25	申請の時に説明した。
2:20:30	整理とは違うやり方をするということでよろしいですね。
2:20:40	四国電力の村上でございます。基本的には低温配管においても標準支持間隔方で評価ができますし、三角で示してる通り 3 次元梁モデルでも評価をできると。
2:20:55	3 次元はりモデルというのは、三角印に書いてるような、地震または熱膨張による変位が大きい場合、
2:21:02	下、標準支持間隔法では、評価ができ、できないような応力が出る場合は、この
2:21:11	単品梁モデルを使って評価をしようというところでございます。ですので、
2:21:17	この三角の条件が、特異な評価ですよというところを、再稼働の時には示しててそれを
2:21:27	再稼働工認はもうこの文章通りにやっていたというところですよ。一方ですね改造購入というところがところで、
2:21:42	工事範囲を精緻に評価結果をお示した方がいいたろうということで標準支持間隔方だと何メートルピッチでサポート付けていけますという、
2:21:52	方針までしかお示しすることができないので、それよりかは、発生値も含めてりか範囲の、どういうところに応力がたちますよということも含めて精緻に

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:04	数値をお示した方がいいだろうという判断のもと、適用が否定されているわけではございませんので低温配管でございますが3次元はりモデルによる地震応答解析。
2:22:16	を適用いたしまして、精緻な評価結果をお示しすることがよろしかろうということ、ところで、すみません回りくどくはなりましたが、
2:22:28	評価手法を変えてるのか判断を変えているのかと言われますと、イエスにはなってしまうんですが、低温配管だからといって標準支持間隔法でなければいけないというわけでは、宣言しているわけではございませんので、精緻な評価結果をお示するという観点で、
2:22:45	今回3次元梁モデルで精緻にやったところをご理解いただけたらと思います。規制庁スズキSHの話は聞いてなくてですね。
2:22:54	今のお話だと地震または模熱膨張による変位が、
2:22:59	大きくなるわけではないんですよ。
2:23:02	当然だって、
2:23:04	東北電力の通りでございます。DルートC、Cループに接続するルートだけはルート変更、
2:23:12	そうねそこが、
2:23:14	ひょっとすると地震または熱膨張による変位が大きく、
2:23:17	なってるかもしれない。
2:23:21	ので、
2:23:22	定ピッチではなくって、3次元梁でやったというわけでもないですよ。
2:23:28	はい。すべての取りかえ範囲に対して、精緻な評価をお示したいというところで今回は3次元梁というところを選択したという理解ですねですから聞きたいのは単純に新規制のときの、
2:23:41	整理表とはで言っている。
2:23:45	地震までの熱膨張による変位が大きいけれども、定ピッチは使わないやり方を選択したと。
2:23:53	そこは変えましたと、そういうことですね。はい。
2:23:56	はい。四国電力の村上でございますそのようにご理解いただけたらと思います。規制庁スズキそこで次に来るのが、
2:24:04	なぜ政治に、
2:24:06	示さなければならぬのかがわからなくて、
2:24:10	新規制の処分においてはそこは精緻にやらなくても、
2:24:15	認可して、我々いるんですけれども、今回もそこは我々変えるつもりはないんですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:23	四国電力としてはそこを政治に示さざるをえない理由は特段、今んとこ聞いている限りはなさそうな気がするんですが、
2:24:32	なぜそこを政治に示したくなったのかはちょっとよくわからないんですけども、
2:24:37	はい。四国電力の村上でございます。ご認識の通り、精緻に評価をしないといけないという理由はございません。
2:24:47	従前から改造購入、
2:24:49	んでは、精緻にお示しをしててというところから、従前の例に倣ってというところで選択をしたものでございます。
2:25:00	すいません従前が必要があったからそうしたのか、必要はないけれども、いや、やりましたってことなのかそこは我々わからないので、
2:25:11	従前と同じですと言われてもちょっとわからないんですけども。
2:25:17	四国電力の村上でございます。従前においても後者でございます。
2:25:26	制定制定にお示しする理由はないんですけども整理を示していたというところでございます。規制庁スズキちなみにそれは従前も届け出なんですか。
2:25:36	認可申請ではなく届け出ですか。
2:25:39	四国電力の村上でございます。試験の例で言いますと、前回工認、届け出前回提携の認可と届け出ともにでございます。
2:25:57	規制庁都築です要するに変えたことは理解しましたので、
2:26:01	ちょっとこれから3次元梁モデルの内容を精緻に示されたところを精緻に確認していくことになりますので、
2:26:11	若干まだ時間がかかって、場合によってはまたお聞きするところが出てくるかと思えます。そこはご承知おきください。私から以上です。
2:26:20	はい。四国電力の村上でございます。承知いたしました。
2:26:26	原子炉規制庁のタキヤマです。1点ちょっと話戻って恐縮なんですけども、今回は、今説明のあった通り1003次元はりモデルによる地震応答解析をしますという選択をされたということで、
2:26:39	それは新規制の考えには必ずしもやっていないと、いうことだと思えますので、
2:26:44	今回の届け出として、
2:26:47	定ピッチスパン3次元はりモデル熱応力解析三つある中で、
2:26:52	3次元梁モデルを用いたという

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:57	ここの選択のところですね、解析方法をどう選択したっていうところはどこに御説明がありますか。ツカベも 13-12 を引用しているわけではないということは理解したんですけども、では、
2:27:08	どういう理由で、3次元はりモデルを用いたっていう説明はあるんですけど、
2:27:15	今のところ見当たらないんですけども、あればページ数をお願いします。
2:27:58	四国電力の村上でございます。理由までは書いてないので
2:28:07	ダイレクトな回答にはなっていないかもしれませんが、
2:28:12	資料 5-4 の 3 ページの 3 ポツ 1 の概要のところ、解析モデルは 3 次元はりモデルでやりますよというのが、3 ポツ 1 の 123
2:28:26	7 行目からでございますが、宣言をしてどういった方針でやるかというのを、その後、モデルも含めて書いているという状況でございます。
2:28:37	はい。選択の結果 3 次元はりモデル使ったっていうのわかるんですけど、過程が見えないってところがあるかと思っておりますっていうのが、
2:28:47	今のコメントです。で、
2:28:50	ちょっと話を聞かせていただきますが、予定した 16 時半に到達しましたので、本日のヒアリングは申し訳ございませんけども、
2:29:02	これ見てちょっと一旦、
2:29:04	中断とさせていただきます、明日に引き続きお願いをしたいと思います。四国電力は明日の午前は空いてるかどうかというのも確認はできましたかね。
2:29:22	あ、すみません四国だけですけど
2:29:25	午前中 10 時半以降でございましたら対応可能でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。
2:29:33	はい。原子炉規制庁 畠山です。では 10 時半以降ですね、また、
2:29:39	本件のヒアリングを再開したいと思います。本日のヒアリングはこれを終了させていただきます、
2:29:45	スケジュールであったり振り返り、今日の指摘の振り返りについても明日、まとめてやらせていただきたいと思います。四国電力よろしいでしょうか。
2:29:53	はい。主に明日は、耐震引き継ぎ耐震とあと強度。
2:29:57	経産省等々という、
2:29:59	認識でよろしいでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:02	そうですね. 等々っていうのは一通りというイドであればおっしゃる通りです。
2:30:08	はい、わかりましたよろしくお願ひします。じゃあまとめて振り返りもさせていただきます。
2:30:14	はい。では全体通してよろしい。
2:30:22	はい。すいません衛藤本日ちょっと 16 時半で切らせていただく形になりますけども申し訳ございませんと他のヒアリングがちょっとこの後、入っておりますので、これにてちょっと
2:30:33	終了させていただきますがご了承下さい。申し訳ございません。
2:30:36	では本日のヒアリングは終了させていただきます。ありがとうございました。
2:30:41	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。